

●投資信託の取引にかかる一般規約

該当条項	改訂内容	改定前	改定後
第1条	2項 変更	<p>本人確認等 第1条 「犯罪による収益移転防止に関する法律」およびその他の関連法令に基づく取引時確認の手続き、取引時確認のための証明書類、証明手続きは別途定める通りとします。取引時確認ができない場合、お取引をお断りすることがあります。</p> <p>2 税法等の規定により、新規口座開設時には住所、氏名、個人番号の告知と本人確認書類等のご提示及び居住地国等を記載した届出書（以下、「届出書」という）のご提出が必要です。届出書のご提出がない場合には、口座開設をお断りする場合があります。口座開設後に住所、氏名、個人番号を変更する際にも、本人確認書類等のご提示（郵送によるご提出を含みます）が必要です。本人確認書類等のご提示が必要な場合で、本人確認書類等による住所、氏名、個人番号の確認が出来ない場合には、将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買戻をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合があります。</p>	<p>本人確認等 第1条 「犯罪による収益移転防止に関する法律」およびその他の関連法令に基づく取引時確認の手続き、取引時確認のための証明書類、証明手続きは別途定める通りとします。取引時確認ができない場合、お取引をお断りすることがあります。</p> <p>2 税法等の規定により、新規口座開設時には住所、氏名、個人番号の告知と本人確認書類等のご提示及び居住地国等を記載した届出書（以下、「届出書」という）のご提出が必要です。届出書のご提出がない場合には、口座開設をお断りする場合があります。口座開設後に住所、氏名、個人番号を変更する際にも、本人確認書類等のご提示（郵送によるご提出を含みます）が必要です。本人確認書類等のご提示が必要な場合で、本人確認書類等による住所、氏名、個人番号の確認が出来ない場合には、将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買戻をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合があります。</p>
第10条	2項 5項 8項 変更	<p>注文の執行等 第10条 お客様の当行に対する売買取引の種類、執行方法等については、当行の応じ得る範囲内で行います。</p> <p>2 お客様の購入・解約・買戻は委託取引、買戻は当行とのお取引になります。</p> <p>3 当行へのご注文は、当行が定めた時間内に行うものとなります。また運用会社・代行協会員の判断により、受注を中止する場合があります。</p> <p>4 最低購入単位は、当行の定めるところとします。</p> <p>5 当行との投資信託売買等のご注文の際は、売買の種類、特定口座預かり、非特定口座預かりの別、銘柄、売り買いの別、数量、解約請求・買取請求の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。</p> <p>6 当行へのご注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく、当該ご注文の受付の中止又は取消しをすることがあります。</p> <p>① ご注文に係る必要な書面をお客様が受け取っていることが当行の定める方法により確認できない場合</p> <p>② ご注文の内容が法令またはこの規約の定めのあるものに反し、または反するおそれがあると当行が判断する場合</p> <p>③ 前各号に掲げる場合のほか、ご注文を受けることが適当でないものと当行が判断した場合</p> <p>7 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、取引の受付を中止させていただきます場合があります。</p> <p>8 当行では、ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引き落とします。</p> <p>9 当行が認める金融機関以外から本口座への投資信託の移管および本口座から当行が認める金融機関以外への投資信託の移管は取り扱わないものとします。</p>	<p>注文の執行等 第10条 お客様の当行に対する売買取引の種類、執行方法等については、当行の応じ得る範囲内で行います。</p> <p>2 お客様の購入・解約は委託取引、買戻は当行とのお取引になります。</p> <p>3 当行へのご注文は、当行が定めた時間内に行うものとなります。また運用会社・代行協会員の判断により、受注を中止する場合があります。</p> <p>4 最低購入単位は、当行の定めるところとします。</p> <p>5 当行との投資信託売買等のご注文の際は、売買の種類、特定口座預かり、非特定口座預かりの別、銘柄、売り買いの別、数量等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。売却のご注文は原則として解約請求のみの受付となりますが、個人のお客様の株式投資信託の売却のご注文について、お客様からのお申し出があった場合には、買取請求も受付します。</p> <p>6 当行へのご注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく、当該ご注文の受付の中止又は取消しをすることがあります。</p> <p>① ご注文に係る必要な書面をお客様が受け取っていることが当行の定める方法により確認できない場合</p> <p>② ご注文の内容が法令またはこの規約の定めのあるものに反し、または反するおそれがあると当行が判断する場合</p> <p>③ 前各号に掲げる場合のほか、ご注文を受けることが適当でないものと当行が判断した場合</p> <p>7 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、取引の受付を中止させていただきます場合があります。</p> <p>8 当行では、ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引き落とします。ただし、申込み時間によっては翌営業日に引き落としとなる場合があります。申込金額等の引き落とし時に、お申込み金額等の全額が引き落とすことができない場合には、当該ご注文を執行することができません。</p> <p>9 当行が認める金融機関以外から本口座への投資信託の移管および本口座から当行が認める金融機関以外への投資信託の移管は取り扱わないものとします。</p>
付則 第1条	変更	この規約は、2017年1月1日から施行する。	この規約は、2018年7月17日から施行する。

●外国証券取引口座約款

該当条項	改訂内容	改定前	改定後
第6条	1項 (5) 新設 (6) 繰下	<p>注文の執行及び処理</p> <p>第6条 申込者の当行に対する売買注文並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当行において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。</p> <p>(2) 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとしします。</p> <p>(3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。</p> <p>(4) 外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとしします。</p> <p>(5) 当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所あてに取引報告書を送付します。</p>	<p>注文の執行及び処理</p> <p>第6条 申込者の当行に対する売買注文並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当行において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。</p> <p>(2) 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとしします。</p> <p>(3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。</p> <p>(4) 外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとしします。</p> <p>(5) 当行において売買条件が同一である売買注文を一括して発注する（以下「一括発注」という。）場合があります。一括発注における配分については、当行所定の方法でシステムによりランダムに配分します。</p> <p>(6) 当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所あてに取引報告書を送付します。</p>
付則第1条	変更	この約款は、2013年1月1日から施行する。	この約款は、2018年7月17日から施行する。

●累積投資約款【外国籍投資信託分配金再投資契約規定】

該当条項	改訂内容	改定前	改定後
全て	削除	<p>1 (規定の趣旨)</p> <p>この規定は、当行を通じて取引する当行所定の外国籍投資信託（以下「外国籍ファンド」といいます。）の分配金再投資に関する取り決めです。当行は、この規定及び累積投資約款にしたがって同外国籍ファンドの各受益証券の分配金再投資の委任に関する契約を申込者と締結いたします。</p> <p>2 (分配金再投資)</p> <p>(1) 分配金再投資契約とは、分配金により同一銘柄の受益証券の追加購入を自動的に行う契約をいいます。</p> <p>(2) 分配金再投資契約を申し込む場合には、当行所定の申込書にお届け印またはお届け署名により記名押印または署名して、当行に提出してください。</p> <p>(3) 分配金再投資契約による当該受益証券の分配金は当行が申込者に代ってこれを受領の上、所定の源泉税を控除後、その全額をもって遅滞なく申込者指定の受益証券を購入いたします。なお、この場合、申込み手数料は無料といたします。</p> <p>(4) 上記(3)にかかわらず、個別ファンドによっては、お客様からあらかじめ指示があった場合、当行所定の手続きをとったうえで、再投資を停止できるものとしします。再投資を停止した場合の分配金については、当行所定の手続き完了後最初の決算日から起算して、各個別外国籍ファンドの取引約款に記載されている換金代金のお支払日に準じてお支払いいたします。</p> <p>3 (この規定の変更)</p> <p>この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、または必要が生じたときは改定されることがあります。</p> <p>4 (累積投資約款等の適用)</p> <p>この規定に定めのない事項については、取引約款の内容により取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
改定日	変更	2016年1月	2018年7月

●特定口座に係る上場株式等保管委託約款

該当条項	改訂内容	改定前	改定後
第10条	変更	<p>(源泉徴収)</p> <p>第10条 当行は、申込者に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、租税特別措置法第37条の11の4、その他の関係法令の規定に基づき、所得税・地方税の源泉徴収・還付を行います。</p> <p>2 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得等に対する源泉徴収は、当行が定める方法により行います。</p>	<p>(源泉徴収)</p> <p>第10条 当行は、申込者に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、租税特別措置法第37条の11の4、その他の関係法令の規定に基づき、所得税・地方税の源泉徴収・還付を行います。</p> <p>2 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得等に対する源泉徴収は、約定日時点の当行の定める為替レートを使用し、当行が定める方法により行います。</p>

該当条項	改訂内容	改定前	改定後
第16条	変更	(契約の解除) 第16条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① 申込者が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき ② 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき ④ やむを得ない事由により、当行が申込者に解約を申出た場合	(契約の解除) 第16条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① 申込者が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書(以下③において「廃止届出書」という。)を提出したとき ② 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書またはその代替として廃止届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき ④ やむを得ない事由により、当行が申込者に解約を申出た場合
第16条の2	変更	(出出国口座等) 第16条の2 前条②に該当することとなる申込者は、出国前に当行に開設した特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当行に開設されている出出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または保管の委託をすること、その他所定の要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。	(出出国口座等) 第16条の2 前条②に該当することとなる申込者は、出国前に当行に開設した特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当行に開設されている出出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または保管の委託をすること、その他所定の要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず帰国後において、出国した月の翌々月以降に当行に再び開設可能な特定口座に当該上場株式等を移管することができます。
	新設		3 第一項及び前項の場合において、出国の日の属する年分の所得税につき、所得税法第60条の2第1項<国外転出をする場合の譲渡所得等の特例>の規定の適用を受けた申込者については、出出国口座から特定口座へ移管する際の取得価額等の判断のために、租税特別措置法施行規則第18条の13第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を当行に提出することとします。また、前項に規定する特定口座開設届出書及び出出国口座内保管上場株式等移管依頼書は、原則として租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項四号に掲げる場合の区分に応じ、帰国日から4か月を経過した日又は出国日から5年(一定の場合は10年)を経過する日から4か月を経過した日以後に、当行にご提出頂けます。
(附則)	変更	この約款は2016年1月1日より適用されます。	この約款は、2018年7月17日より適用されます。

●特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

該当条項	改訂内容	改定前	改定後
第2条	変更	(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第2条 当行は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に限る。)のみを受入れます。 ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの ② 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。	(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第2条 当行は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当行に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当行に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。)のみを受入れます。 ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの ② 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。
第6条	変更	(契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① 申込者から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったとき ② 申込者が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき ③ 申込者の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき	(契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① 申込者から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書(以下③において「廃止届出書」という。)の提出があったとき ② 申込者が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき ③ 申込者の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書またはその代替として廃止届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
(附則)	変更	この約款は2016年1月1日より適用されます。	この約款は、2018年7月17日より適用されます。

以上